

社会福祉法人米原市社会福祉協議会

パートタイマー職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に従事するパートタイマー職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものである。

(適用)

第2条 この規程の職員は、パートタイマー職員就業規則第2条に規定する職員とする。

(給与)

第3条 職員には、パートタイマー職員就業規則第23条に規定する勤務時間による勤務に対する対価として給与を支給する。

2 前項の給与は、次のとおりとする。

(1) 基本給

基本給は別表1の時間給とし、雇用契約書により明示する。

(手当の種類)

第4条 職員に次の各号の手当を支給することができる。

(1) 通勤手当

(2) 時間外勤務手当

(3) 年末年始勤務手当

(4) 宿直手当

(5) 時間帯手当

(6) 福祉介護人材処遇改善手当

(7) 期末一時金

(手当の額)

第5条 前条に規定する手当の額は、次のとおりとする。

(1) 時間外勤務手当、年末年始勤務手当、時間帯手当、宿直手当については、本会正規職員給与規程を準用する。

(2) 福祉介護人材処遇改善手当は、在職する福祉介護職員に対して、別表2の金額を毎月の給与で支給する。

(3) 通勤手当については、別表3のとおりとする。

(4) 期末一時金の額については、その都度会長が別に定める。

(給与の支給)

第6条 給与は、当月1日から当月末日までを計算期間とし、支払い日は翌月の20日とする。ただし、給与支払日が休日の場合には、その前日に繰上げ支払うものとするもやむを得ない事情があるときは翌日に繰下げる。

2 計算期間の途中で採用され、または退職した場合の給与は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割り計算して支払う。

3 給与は、通貨でその全額を直接若しくは本人名義の預貯金口座に振り込むことにより支払う。ただし、次に掲げるものは給与から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

(3) 健康保険（介護保険を含む）および厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5) 職員代表との書面による協定により給与から控除することにしたもの

4 その他の給料の支給については、正規職員給与規程を準用する。

(休暇等の給与)

第7条 職員が年次有給休暇を取得した期間は、就労実績に基づき算定し支給する。

2 特別休暇、産前産後の休業および母性健康管理のための休暇、育児時間を取得した期間、生理日就業困難者の措置については、無給とする。

3 介護休業、育児休業については、無給とする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年7月29日に改正し平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年1月5日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

(経過措置)

平成24年1月1日から平成24年3月31日までの間、平成23年12月31日までに従事している職員の基本給については、改正後の米原市社会福祉協議会パートタイマー職員給与規程別表1の規程にかかわらず、なお従前の例による。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条第2項関係）

基本給（1時間当たりの金額）

職 種	就業期間	1年目～ 2年目	3年目～ 4年目	5年目 以降
デイサービス看護職員		1,255円	1,265円	1,275円
看護職員・機能訓練指導員		1,155円	1,165円	1,175円
訪問介護員（介護福祉士） 居宅介護支援専門員		1,055円	1,065円	1,075円
訪問介護員（ヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者）		1,005円	1,015円	1,025円
デイサービス生活相談員・デイサービス介護職員・作業所職業指導員・作業所生活支援員（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士） ソーシャルワーカー・ボランティアコーディネーター（社会福祉士・社会福祉主事）		955円	965円	975円
デイサービス介護職員・作業所職業指導員・作業所生活支援員（無資格・ヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者） 調理員（調理師） ソーシャルワーカー・ボランティアコーディネーター・運転手		905円	915円	925円
小規模多機能型介護職員（社会福祉士・介護福祉士）		975円	985円	995円
小規模多機能型介護職員（無資格・ヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者）		925円	935円	945円
放課後児童クラブ指導員		930円	940円	950円
事務職員・調理員（無資格）・業務員		805円	815円	825円

※学生については、職種を問わず業務員の金額とする。

別表2（第5条関係）

福祉介護人材処遇改善手当	1時間当たり50円支給する。
--------------	----------------

別表3（第5条関係）

通勤手当

通勤手当の額は、正規職員給与規程第11条第3項第2号の使用距離のそれぞれの区分に応じ、一日当たりの通勤額を下記のとおりとする。ただし一か月当たりの上限額は下記のとおりとする。

区分	使用距離	通勤額 (1日に付)	上限額 (月額)
ア	片道 2 km以上5 km未満	100円	2,000円
イ	片道 5 km以上10 km未満	210円	4,200円
ウ	片道 10 km以上15 km未満	355円	7,100円
エ	片道 15 km以上20 km未満	500円	10,000円
オ	片道 20 km以上25 km未満	645円	12,900円
カ	片道 25 km以上30 km未満	790円	15,800円
キ	片道 30 km以上35 km未満	935円	18,700円
ク	片道 35 km以上40 km未満	1,080円	21,600円
ケ	片道 40 km以上	1,220円	24,400円